# 観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業に係る 周知啓発及びデータ分析業務委託 業務仕様書

#### 1 業務名

観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業に係る周知啓発及びデータ分析業務 (以下「本業務」という。)

#### 2 業務の目的

観光地(伊勢市)における夜間のタクシーの持続可能な充実・確保策の構築に向けて、タクシー事業者及び伊勢市、旅館、飲食店等と連携してタクシー増車配備の実証事業を実施するにあたり、住民や観光客等への効果的な PR のための周知用広報物の作成を行うとともに、実証事業期間中のタクシーの充足状況の調査集計・分析を実施し、本格的な増車配備に向けた課題の整理を行う。

#### 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

#### 4 委託業務の内容

業務受託者は三重県、伊勢市、三重県タクシー協会及び関係事業者において実施する別紙「観光地における夜間のタクシー増車配備の実証事業」(以下、「実証事業」という。)のうち、以下の業務を実施すること。

なお、本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、県 の指示により業務受託者(以下、「受託者」という。)が行わなければならない。

(また、受託者が、本業務の履行に関して必要とする送料、人件費、印刷製本費、複写費、 交通費、通信費、消耗品費、受託者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等 は、本業務委託料に含むものとする。)

ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と受託者との間で取り扱いを協議する。

(1) 実証事業で使用するタクシー事業者(以下、「事業者」という。)の連絡先カード(以下、「カード」という。)のデザインや作成、配布

受託者は、県が提供する事業者の名称や電話番号、並びに実証事業実施の日時等の情報をもとに、タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等の従業員やタクシーの利用者がわかりやすいカードをデザイン・作成し、県が提供する配布先リストに基づき、県が指定する期日までに配送する。(第1期の前に1回、第2期の前に1

回の計2回配送する。)

- ・想定する配布先数:500 箇所
- ・カードのサイズは4号(55mm×91mm)とし、両面フルカラー印刷とすること。
- ・カードの表面に事業者名及び電話番号(5社程度)を表記すること。
- ・カードの裏面に、実証事業の名称、事業者名、実施期間、実施曜日、実施時間を 表記すること。
- ・作成枚数:第1期50,000枚、第2期50,000枚の計100,000枚作成すること。
- ・受託者は令和5年7月7日(金)までにデザイン案を県に提示し、県の指示に基づき、適切なデザイン案に修正すること。校正は2回を想定。
- ・受託者は、県の指示に基づき下記の期日までに配送を完了すること。

第1期:令和5年7月18日(火)

第2期:後日県が指定(同年10月下旬頃)

・なお、第2期分については、協議のうえ記載内容を修正する場合がある。

## (2) 周知・啓発のためのチラシのデザイン、作成、配布

受託者は、県が提供する事業者の名称や電話番号、並びに実証事業実施の日時等の情報をもとに、県民並びにタクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等の施設やタクシーの利用者がわかりやすいチラシをデザイン・作成し、県が提供する配布先リストに基づき、県が指定する期日までに配送する。(第1期の前に1回、第2期の前に1回の計2回配送する。)

なお、チラシは事業者の連絡先カードに掲出できない情報を補足するための運用も 想定されるため、カードとチラシをセットで配布することも考慮し、適切な情報を選定 し、分かりやすいデザインとしてまとめるものとする。

### (チラシ)

- A4 サイズ
- 紙質:コート紙
- 両面フルカラー
- ・想定する配布先数:500 箇所
- ・作成枚数:第1期25,000枚、第2期25,000枚の計50,000枚

(チラシの記載内容及び配送方法に関して)

- ・チラシの表面に実証事業の名称、事業者名、各事業者の電話番号、実施期間、実施曜日、実施時間を表記すること
- ・チラシの裏面にタクシーの待機場所や駅名称等を表記すること。
- ・受託者は令和5年7月7日(金)までにデザイン案を県に提示し、県の指示に基づ

き、適切なデザイン案に修正すること。校正は2回を想定。

・受託者は、県の指示に基づき下記の期日までに配送を完了すること。

第1期:令和5年7月18日(火)

第2期:後日県が指定(同年10月下旬頃)

・なお、第2期分については協議のうえ記載内容を修正する場合がある。

#### (3) 実証期間中の入電件数、対応不可件数を記録したデータの集計及び分析

実証期間中、実証事業に参加する事業者は、入電件数や通常運行の台数で対応した件数、対応できなかった件数、増車した台数で対応した件数、時間帯を指定の調査票に記録し、調査票は三重県タクシー協会(以下、「協会」という。)が集約する。

記録する時間帯の幅は30分を想定しており、県と受託者が協議の上決定する。 受託者はこれらの調査票を協会から受け取り、データの集計・分析を実施する。

- ・調査票及び利用者のアンケート結果のデータをもとに、各クールの木曜日、金曜日、 土曜日の利用状況や台数の過不足などについて分析し提示すること。
- ・データの集計・分析は第1期の中間日(開始日から 4 クール目最終日までの集計)、 第1期の最終日(5 クール目初日から 9 クール目最終日までの集計)、第1期全体(1 クール目初日から 9 クール目最終日までの全体集計)、第2期の最終日(10 クール目 初日から 18 クール目最終日までの集計)で実施し、作成次第速やかに県に紙資料及 び電子データで提出すること。
- ・第1期及び第2期を通した実績に基づき実証事業実施後の事業者による本格運行に 向けた課題の整理や改善提案をまとめた事業実績報告書を作成する。
- ・なお、第2期におけるデータの集計方法または分析方法については、第1期から変更する場合がある。

#### (4) 事業者調査用の調査票様式案の作成

実証期間中、事業者が記録を行う調査票の様式(スタイル)について県が指定する 日時までに受託者が提案し、三重県が決定する。

決定後、受託者は実証事業に参加する事業者(5社程度)に対し、県が指定する期日までに配送する。

また、調査票の回収については、協会を通じて受託者が回収する。

なお、調査により県が把握したい事項はおおむね次のとおり。

- ① タクシー配備台数〈日別、時間帯別、通常運行対応分・増車対応分別〉
- ② 入電し、配車できた件数及び配車ができなかった件数(日別、時間帯別)
- ③ ①~②を踏まえ、夜間のタクシー全体の需給状況

【例:事業者5社中3社が増車した場合】

A~E社(通常配車計30台)

A~C社(増車計10台) ※D社とE社は増車しない

実証事業中 計 40台

上記においてA~C社が10台増車したことにより、これまで通常配車では対応できなかった需要に対してどれだけ対応できたかを把握するとともに、夜間において実際に必要となるタクシーの台数を検証する

調査においては、事業者のオペレーターが容易に記録することが可能な調査票を作成するものとし、かつ、下記の要件を満たすものとする。

- ・記載方法が容易に判断できる形式であること
- 日別、時間帯別で下記の件数が把握できること
  - ① 入電件数
  - ② 配車対応できた件数及び配車対応不可件数
  - ③ 通常運行の台数で対応した件数及び通常運行の台数に加え増車分の台数で対応した件数
- ・受託者は令和5年7月7日(金)までに調査票様式案(以下、「様式案」という。) を県に提示し、県の指示に基づき、適切な様式案に修正すること。
- ・三重県が様式決定後、受託者は事業者に対し、第1期開始前の令和5年7月24日 (月)までに送付すること。(5社程度)
- ・第2期開始前に、受託者は再度事業者に対し、県が指定する期日(同年11月上旬頃)までに調査票を送付すること。(5社程度)
- ・なお、第2期分については、協議のうえ内容を修正する場合がある。
- (5) タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等及び利用者(タクシーを利用できなかった者も含む)アンケートの実施

タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等及び利用者(タクシーを利用できなかった者も含む)からみたタクシーの需給状況を把握するため、QRコードを活用したWEBシステムなどにより、簡易かつ効率的なアンケート方法を検討し実施すること。なお、アンケートにおいては以下のことが日別、時間帯別で把握できるものとする。また、QRコードを活用したWEBシステムなどを使用する場合には、タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等及び利用者が混乱しないよう、QRコードを1種類とするなどの配慮を行う。

(ホテル・旅館・飲食店等を対象としたアンケート)

①タクシーの依頼のため、電話をかけた件数(日報、時間帯別)

- ②電話をかけて配車が得られた件数及び配車を得られなかった件数 (日報、時間帯別)
- ③配車は得られたが待機時間があった場合、その待機時間

(利用者(利用できなかった者も含む)を対象としたアンケート)

- ①タクシーの依頼のため、電話をかけた日、時間帯
- ②車が得られたか、得られなかったかの実績
- ③配車が得られた場合の待機時間
- ・受託者は上記調査手法及びアンケート内容の案を令和5年7月7日(金)までに 県に提示すること。
- ・三重県がアンケート内容を決定後、受託者は第1期の実証事業実施前までに利用者 が回答することができるように準備すること。
- ・第2期についても同様とする。
- ・なお、第2期分については、協議のうえアンケートの内容を修正する場合がある。

#### (6) 関係者との協議への参加

実証事業実施に向けた関係者との協議に参加するとともに、県の求めに応じ、資料の 説明等を行う。

・出席回数:5回程度(部会・協議・打ち合わせなど)

#### (7) その他

上記(1) $\sim$ (6)の業務及び上記(1) $\sim$ (6)の業務以外で、受託者が契約額の 範囲内で本事業の趣旨を実現するために提案した事項を実施する。

#### 4 成果品

成果品は次の①から③の条件とする。

① カード: 100,000 枚 チラシ: 50,000 枚

- ② 事業者用の調査票:参加事業者数分(5社程度)(第1期、第2期分)
- ③ タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等及び利用者(タクシーを利用できなかった者も含む)アンケートの実施
- ④ 第1期、第2期でそれぞれデータ集計、分析報告書、事業実績報告書

## 5 成果品の提出

成果品の配送及び提出は次のとおりとする。

(1) カード、チラシの配送期限について

·第1期:令和5年7月18日(火)

・第2期:後日県が指定(同年10月下旬頃)

(2)調査票の配送期限について

·第1期:令和5年7月24日(月)

・第2期:後日県が指定(同年11月上旬頃)

(3) タクシーを手配するホテル・旅館・飲食店等及び利用者(タクシーを利用できなかった者も含む)アンケートの実施

・第1期:実証事業実施前までに配送を完了

・第2期:上記第1期と同様

(4) データ集計、分析報告書の提出期限について

·第1期分中間時点:令和5年9月1日(金)

最終時点:後日県が指定(同年10月上旬頃)

・第2期分:後日県が指定(令和6年1月下旬頃)

(5) 事業実績報告書の提出期限について

・第1期分及び第2期分全体:後日県が指定(令和6年2月上旬頃)

6 履行期間

契約締結の日から令和6年3月25日までとする。

## 7 その他

・本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義 については、県と受託者とで協議する。